

立命館大学 法科大学院

# FD NEWS LETTER

通巻第11号 2017年4月30日

## 目次

2016年度FDニューズレター発行にあたり	1
2016年度のFD活動	
Ⅰ. 教学改善アンケート	2-3
Ⅱ. FDフォーラム	3-5
Ⅲ. 授業参観	6
「－特別寄稿－ 立命館法科大学院FD活動に寄せて」 元立命館大学法科大学院教授 生熊 長幸	7
「－特別寄稿－ FDとアンケートの問題」 立命館大学法科大学院特別任用教授 加波 眞一	8-10

## 2016年度FDニューズレターの発刊にあたり

2016年度FD委員長 湊 二郎

立命館大学法科大学院では、FD委員会を設け、毎年、授業改善アンケートの実施と分析、FDフォーラムの開催、授業参観の実施などを行っています。2016年度のFD活動の概要をニューズレターにとりまとめ、公表することとします。なお、内容の詳細は、ホームページ([http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd\\_forum/index.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm))で過年度分も含め公開していますので、参照願います。

今回のニューズレターには、2016年度まで任期制教員（教授）としてお世話になり、任期満了で本研究科から去られる生熊長幸先生と、2017年度からは特別任用教授として引き続き本研究科の授業担当をお願いしている加波眞一先生に特別寄稿をお願いしました。年度末の大変お忙しいところ、原稿をお寄せいただき、心からお礼申し上げます。ご指摘の点を心に留めて、不断に改善を積み重ねていきたいと思っております。ありがとうございました。

## 〈2016年度のFD活動〉

### I 教学改善アンケート

#### 1 概要

各学期に2回ずつのアンケートを実施し、その分析・検討を通じて授業改善を進めていくこととしました。自由記述欄への記載を促すことを目的として、2016年度前期第1回目アンケートから、アンケート用紙を配布した翌週に回収する方式を実験的に導入してみました。前期第1回目では80%以上の回答率がありましたが、前期第2回目・後期第1回目では回答率が80%未満となってしまいました。後期第2回目ではアンケート用紙を配布当日に回収する方式に戻したところ、回答率は87%以上にまで回復しました。

#### 2 2016年度前期第1回目アンケート

前期第6週5/13（金）～第7週5/26（木）に実施し、のべ742名中602名の回答で、回答率は前年度同期より81.1%でした。全科目のべの満足度は、「非常に満足」が28.7%、「満足」が65.0%で、引き続きかなり高い数字となっています。自由記述欄に何らかの記載があったものの割合は全体の4割程度でした。

#### 3 2016年度前期第2回目授業アンケート

前期第14週7/8（金）～第15週7/21（木）に実施し、のべ755名中530名の回答で、回答率は70.2%でした。全科目のべの達成度（質問項目が異なる行政法Ⅰと公法実務総合演習は除く）は、「非常によく達成」が43.6%、「ある程度達成」が50.8%で、引き続きかなり高い数字となっています。他方で、自由記述欄に関しては授業に関する様々な要望がみられました。

#### 4 2016年度後期第1回目授業アンケート

第6週10/31（金）～第7週11/10（木）に実施し、のべ645名中483名の回答で、回答率は74.9%でした。受講者715名中622名で87.0%であり、前年度同期より4.4ポイント向上しました。全科目のべの満足度は、「非常に満足」が34.2%、「満足」が59.8%となっており、引き続き高い評価を得ています。他方で自由記述欄に関しては授業に関する具体的な要望もみられました。



## 5 2016年度後期第2回目授業アンケート

第14週2017/1/6（金）～第15週1/19（木）に実施し、今回はアンケート用紙を配布した当日に回収する方式をとりました。その結果、のべ621名中545名の回答が得られ、回答率は87.8%にまで改善しました。全科目のべの達成度は、「非常によく達成」が41.7%、「ある程度達成」が52.7%であり、引き続き高い評価を得ています。他方、実務総合演習などについては、自由記述欄で改善要望が出ていました。

以上のアンケート結果を踏まえ、授業参観の結果や、授業懇談会、FDフォーラムでの意見交換の内容とこの授業アンケートをあわせて分析をし、より効果的な授業となるよう努めていきます。

## II FDフォーラム

第1回（2016年7月5日）

テーマ 適正クラス規模と双方向授業について

報告者

- ① 認証評価基準および民法関連科目について 松本克美教授
- ② 商法関連科目について 島田志帆教授
- ③ 行政法関連科目について 湊二郎教授
- ④ 刑法関連科目について 浅田和茂教授

今回のFDフォーラムでは、「適正クラス規模と双方向授業について」というテーマを設定し、双方向授業が求められる法科大学院における適正クラス規模はいかにあるべきかについて、各科目の現状を踏まえた報告を行うとともに、自由に意見を交換してもらうことにしました。

最初に松本教授から認証評価基準に関する説明があり、民法科目における授業経験を踏まえて適正なクラス規模に関する意見が述べられました。続いて少人数教育を行っている商法科目について島田教授から報告がありました。行政法関連科目・刑法関連科目については、実務基礎科目を含めたクラス規模の現状や授業内容に関する報告がありました。

意見交換では、とりわけ認証評価基準に関して活発な議論が行われました。本研究科では、入学者数の減少に伴って順次クラス数を削減してきており、クラス規模の適正化のための取組み自体は行われています。研究科全体としてさらなる取組みが必要かについては今後の検討課題ですが、各科目においては、今回のFDフォーラムで報告された教育実践例等を踏まえつつ、双方向授業の充実に向けた授業改善をすすめていくこととしました。

第2回（2016年12月13日）

テーマ LETの活用状況とmanaba+Rについて

報告者

- ① 認証評価に関わる授業支援システム活用の重要性について 松本克美教授
- ② 公法部門におけるLET活用の状況について 湊二郎教授／多田一路教授
- ③ manaba+R機能概要と活用方法のご紹介 吉村真理子（朝日ネット（株））
- ④ 法科大学院でのmanaba+Rの活用について 森久智江准教授

今回のFDフォーラムでは、本学法科大学院の教育支援システムの活用はいかにあるべきか、LETとmanaba+Rの関係をどのように位置付けるかという観点から、「LETの活用状況とmanaba+Rについて」というテーマを設定しました。

まず松本教授から、過去の認証評価での指摘事項、2017年度後期認証評価における新評価基準、LETの活用実態について報告がありました。次に公法部門におけるLET活用の状況について報告があり、基礎力確認テストの利用などについて説明がありました。続いて朝日ネット（株）の吉村氏からmanaba+Rの活用方法について説明がありました。最後に森久智教授から、本学法科大学院でのmanaba+Rの活用について報告がありました。

意見交換では、とりわけLETとmanaba+Rの関係をどのように位置付けるかについて多くの意見が出されました。法科大学院における教育支援システムとして伝統と実績のあるLETからmanaba+Rに移行することには困難が予想されますが、法科大学院におけるe-learning活用の必要性自体は否定できないところです。この点を確認した上で、今後の教育改善・授業改善にさらに努力していくこととしました。



### 第3回（2017年3月7日）

テーマ 実務総合演習の授業内容・方法について

報告者

- ① 民法実務総合演習 島田志帆教授
- ② 刑法実務総合演習 浅田和茂教授
- ③ 公法実務総合演習 湊二郎教授

実務総合演習に関しては、2014年度第3回FDフォーラム「実務総合演習の授業内容・方法のあり方について」でも取り上げているところですが、そこでの議論などに基づいて、各部門において授業改革が行われています。今回のFDフォーラムでは、その成果および今後の課題について検討するため、上記テーマを設定しました。

民法実務総合演習については、法律相談形式の教材を用いて5つのテーマについて各3回の授業を行い、そのうち3回目は起案を行う方式であること、2016年度における授業見直しにより、2回目には訴状等の作成または訴訟運営（原告・被告に分かれて主張をさせる等）を行うものとしたことなどが報告されました。刑法実務総合演習については、2014年度より最後の3回を実務問題（尋問手続・弁論要旨）に当てていることなどが報告されました。公法実務総合演習に関しては、2016年度から模擬裁判を導入したことなどが報告されました。

意見交換では、とりわけ、実務総合演習において模擬裁判を導入することに伴うメリット・デメリットに関して多くの意見が出されました。実務総合演習において模擬裁判を行うことは必須ではなく、訴状作成を重視することも方向性としてはありうるところです。科目特性を踏まえた上で実務総合演習の授業内容・方法の充実や見直しを行っていくことが重要であり、この点を確認した上で、今後の授業改善にさらに努力していくこととしました。

これらのフォーラムで出された意見を踏まえ、教務委員会や各科目担当者会議などにおいて、今後の授業の運営や内容に関する検討をさらにすすめ、具体的な授業改善へとつなげていく予定です。なお、2016年度後期より、FDフォーラムを録画したビデオを、兼任教員・非常勤教員が利用する講師控室で閲覧できるようにするとともに、DVDの貸し出しも認めることとしました。

FDフォーラムの概要については、過年度分も含め、立命館大学法科大学院ホームページに掲載しています。 [http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd\\_forum/index.htm](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/gr/hoka/fd_forum/index.htm)



### Ⅲ 授業参観

2017年度の認証評価を見据え、2015年度～2016年度の2年間で全科目の総参観を行うことにしました。2015年度前期は、基礎隣接科目・先端展開科目について授業参観を実施し、後期は演習科目の授業参観を行いました。2016年度では、前年度に授業参観を実施した科目以外の全ての科目について、前期・後期とも授業参観を実施しました。

また、昨年同様、新任者担当科目、新任者による関連科目の参観も実施しました。

授業参観結果については、参観者から各担当者にコピーが渡されており、FD委員会でも検討し、その内容は教授会で報告しています。2016年度後期からは、授業参観報告書を受け取った兼担教員・非常勤教員がFD委員長または事務室にFD活動に関する意見を提出することができる仕組みを導入しました。



「一 特別寄稿 一立命館大学法科大学院FD活動に寄せて」

元立命館大学法科大学院教授 生熊長幸

立命館大学法科大学院に赴任して、最も驚いたことのひとつは、FD活動の活発さであった。

教員による授業参観が、科目こそ違え、毎年のようにある。FD担当の教員や教務委員の先生方の多忙さは、相当なものであろう（これらの委員から私は外れていたのは、誠にありがたいことであった）。また授業参観を受ける教員の方も、それなりのプレッシャーは感じるであろう。また、授業参観につききちんと整理された記録が教授会へ提出される。事務の方の仕事も半端ではない。

授業アンケートも、前期および後期にそれぞれ2回ある。教員は、アンケートを配り、提出を促すだけでよいが、受講している各科目についてアンケートを書かされる学生は、喜んで書いているのかいないのか、またこれを整理する事務の方の仕事も大変であろう。学生も様々であるから、わずかの学生の不満を教授会でいちいち取り上げるのもいかなものだろうか。担当の教員がそれを見るだけで十分ではないか。

FDフォーラムも年に何度もテーマを変えて、積極的に行われている。

このようなFD活動を徹底して行う法科大学院は、全国的にも希有であろう。このような活発なFD活動は、教員の熱意とエネルギー、そして豊富な事務スタッフの存在に支えられているとあってよい。事務員の極めて少ない国立や公立の法科大学院では、これらは到底不可能であるし、そこまでしようとする教員もあまりいないであろう。

問題は、これほどのエネルギーを割いているFD活動でもって、どれだけの教育効果が上がっているかであろう。もちろん受け手（受講生）の質の問題もあるから、その効果を測ることは容易ではない。

立命館大学法科大学院と教員の皆様のご発展をお祈りする次第である。



## 「一 特別寄稿 一 FDとアンケートの問題」

立命館大学法科大学院特別任用教授 加波 眞一

本学を退職するにあたって、FD委員として、FDに関係する文書作成の依頼を受けた。そこで、以下の問題を作成することにした。

### <問題>

以下の会話は、P法科大学院の民訴法担当A教授とAの大学時代の後輩である司法書士Bとの会話である。この会話を読んで問いに答えなさい。

B：法科大学院では、学生から授業内容についてアンケートをとるそうですが、法科大学院の諸先生からの話を聞く限りでは、いろいろと大変そうですね。

A：確かにアンケートに関してはいろいろと問題がある。しかし、学生（院生）の立場に立ち、よりよい授業にするための、学生と教員間でのコミュニケーションの一つとして、アンケートは有意義かと考えているのだが・・・。

B：そのアンケートの趣旨が学生に伝わっているのですか。アンケートが単なる欲求不満のはけ口とはならないのでしょうか。

A：アンケートでは意見記述欄がある。様々なストレスにさらされている法科大学院の院生としては、その欄について不満やグチを書きたくなる気持ちはよく理解できる。しかし、単なる個人的な欲求不満のはけ口に使われると大変だ。中には、ヤケくそ気味に教員の人格攻撃を展開する者すらいる。前任校ではそういう傾向があり、FD委員長として、それを是正するのに大変苦労した。現在の勤務校では、少なくとも、最近はそれはないので助かる。

B：アンケートでは、授業内容が理解できたかどうかを聞かれるようですが、民訴法のように民法の理解が前提となる授業の場合、どうするのですか。民法の理解と民訴の理解とを区別して学生は評価するのですか。

A：確かに、民訴法の授業では民法の知識が必要となる。例えば、当事者適格と信託関係の理解、法人格なき社団と民法上の組合の関係、物上請求権と物権との関係に絡んでの訴訟物の範囲問題、多数当事者問題では、連帯債権・債務者間の関係と共同訴訟人の関係、債権者代位権の法的構造の理解と訴訟担当の関係、など、枚挙にいとまがない。また、問題の中には、例えば、請求権競合問題と訴訟物論争や（実体法上の）形成権の訴訟手続での行使と既判力問題など、元来は民法（ないし実体法）自身の問題というべきものすらある。

証明責任・主張責任論の基礎になる、要件事実論などは、最近では民法領域だと正しく理解されるようになったが、少し前までは、民訴法領域の問題とされていたし、今も、学部では、民訴法の授業で扱っているところが多い。だから、民訴法は、民法を裁判で適用するにあたって生じる困難な問題の処理場たる様相を呈しているといっても過言ではないかもしれない。

元来は、民法（実体法）の問題として民法研究者が対処すべき問題なのに、裁判の問題だからということで、実務家や民訴研究者に対処が委ねられてしまったため、それが民訴法の論点となってしまっているものも少なからず存在するということになるかな。

B：そうですね。そうするとその民法知識を確認しながら授業するのですか。

A : それをいちいち確認しては民訴法の授業にならないので、どうしても民法上の知識を理解していないと当該民訴法の論点が理解できないことになるという場合に限って、確認をしている。

B : その場合、民法の知識がどれほど確実かはどのようにして確認するのですか。学生に当てて質問していくのですか。

A : そうしないと、こちらが一方向的に説明しても、本当に理解しているかどうかわからないまま民訴法の問題に入ることはできないでしょう。学生は前提となる民法が理解できていないのに、民訴法自体が分からないと誤解し、結局、自分はどこが理解できていないのか混乱してしまうようなのだな。

しかし、学生に当てて質問しても、学生の中には、それは民法の授業では習っていません、と答える者もいる。そこで、本当かと、その場にいる他の学生に聞くが、多くの場合、他の学生は、授業でやったかどうか、自信ないです、と答える。すでに授業で学修しました、と答えると、やっていません、と答えた者に恥をかかせることになるので、そのような角の立つことはいやがる傾向があるからだ。そこで、当方の方で、民法でどこまで授業しているのかフォローしておくことになるが、最近、それはやめた。

B : なぜですか。

A : 民法の授業でやったはずだ、といっても、忘れていたり、理解できていない場合は、結局、民法の授業をやり直すことになる。その理解なくしては民訴法の問題に入れなからしかたない。

その場合、その分、民訴法の独自の授業が遅れるということになる。事案問題に入らなければ、民法問題を回避できる確率は高くなるが、実際の問題への応用力を修得することができなくなる。

B : しかし、そのような困難があるにもかかわらず、民訴法でも、理解できた、という回答が8割以上あるわけですが、本当に理解できているのでしょうか。理解できた、ということですが、どうして学修途上の学生がそういう判断ができるのですか。「理解できた」ではなく、「誤解できた」のかもしれないですね。

授業目標を「達成できた」も同じですね、授業がどこまで目標を達成できたか、なんてどうして学修途上の学生が判断できるのですか。アンケートをしても、しょせんは学生の主観的「気分・雰囲気」をきいているに過ぎないのではないでしょか。

A : そこが問題なのよ。そこを確認するのが定期試験ということになるのでしょうか。しかし、本当にいい授業というのは、定期試験でその理解を確認する以前に、学生がいかに理解できているかということをはっきりと明らかにしていって、その理解不足を補う学修を促すものだろうと考えている。定期試験は、そのような理解不足を補う努力の成果が本当に身についたかを確認するものであるべきでしょうね、

しかし、現実的にはそのような授業は行い難い。個々の学生の理解不足の点を明らかにしても、その学生がそれを補う学修を自分で行うか、というと疑問だからだ。自分では何もしない、だまって、座っていれば理解させてくれる、楽して知識の完全な習得をさせてくれる、それがいい授業だと考えている学生が多い。これは、大学に入学するまでの段階で刷り込まされる観念のようだね。そういう授業を売りにする予備校や塾が増えているようだからね。

B : しかし、法律の知識は使えなくてはならず、理解できた、というだけではだめでしょう。英語の単語でも、その意味が分かっても、それを文章、会話で自由に使えるようにならないと意味がない。法律の知識も同じで、自在に使いえるようになるためには訓練が必要であり、そのためには、完全に分かった気になるよりは、分かるための努力をしてその過程で身につくようにするのが一番ではないのでしょうか。

A：そういう意見もあり、私もそれに賛同するほうだ。しかし、その趣旨を理解できる学生ならいいが、それは教師の怠慢を逃れるための方便だと考える学生もいるだろう。その法科大学院に来る学生のレベルにもよるだろうが、そう考えるのが最近の学生では多数ではないだろうか。そういう学生を相手に、先のような授業をしてみなさい。相当にひどい評価のアンケートが返ってくることになるだろうな。

B：なかなか大変そうですね。しかし、商法も民法の理解を前提にする必要があるし、憲法などでは、他の実体法や手続法が理解できていないと十分には理解できない問題も多く、その点では、民訴法独自の問題ではないのではないのでしょうか。

A：確かに、その通りだろう。しかし、例えば、商法では、民法が分かるとということが、そのまま商法の理解に繋がるところがある。商法が分かることで、逆に、民法が分かることになる。それは、両方の法領域に連続性があるからだろう。

しかし、民訴法では、私法領域固有の問題が、訴訟手続という公法的要素のある場面でのような変容・修正が可能かという問題になることが多いので、民法の理解が前提であるが、それが理解できたからといって、民訴法上の論点の理解に直接繋がるわけではない。しかも、訴訟手続などという非日常的な場面での議論なので、具体的な問題としてイメージしにくく、どうしても抽象的な議論になりがちになる。同じ手続法でも、刑法（実体法）との連続性が維持される刑訴法とは異なる点だろう。加えて、現在の民訴法学説が乱れに乱れまくっている点も問題だろうな。何が通説かすら正確に把握し難い状況になってしまっている。

B：それにしても、P法科大学院の学生アンケートを見る限り、ほとんどの科目で、授業が理解できた、理解度が上がった、授業目標が達成できた、という項目でかなり高い評価となっているじゃないですか。それにもかかわらず、司法試験の合格率が全国平均を下回っているのは、アンケート結果と乖離しているのではないですか。

A：確かに、そのようにも見える。私も、当初、疑問に感じていた。

しかし、実際に授業参観にしてみると、アンケートが正しいことが理解できる。すばらしい授業をしている先生方が多く、これなら高評価も当然と思ったな。このような授業内容だから、現在の合格率が維持されているのであり、授業内容がこれほどでなかったら、もっと低い合格率になるだろうということだよ。

B：そのような授業を行うということは、相当努力をして日々授業に臨まれているということでしょうね。しかし、先輩もそうなんですか。過去の先輩からは想像できないのですが。

A：私の場合は、できるだけ、おいしいものを食べて、呑気に暮らしたい・・・。ア、イヤ、・・・。

B：・・・（やはり、それが本音だな）。

A：それにしても、今後の司法改革はどういう方向に向かうのか・・・。

B：先輩、話がそれていますよ、ア、チョット、先輩こそ、どこに行くのですか・・・。待って下さい！・・・。

**【問い】** 以上の会話を参考に、あるべき民訴法の授業とそれを正確に評価できるアンケートとは何かを答えなさい。

(発行元)

立命館大学 法務研究科 (法科大学院)

〒604-8520

京都市中京区西ノ京朱雀町1

立命館大学

朱雀独立研究科事務室

TEL : 075-813-8270

FAX : 075-813-8271

Mail : [rits-ls@st.ritsumei.ac.jp](mailto:rits-ls@st.ritsumei.ac.jp)